

			で、廊下、階段等の共有部分を有するものをいう。 寄宿舍とは、一般的には一定管理下の特定の単身者等を対象にした住居で、原則的に各戸に厨房設備などを設置しておらず食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいい、共同施設の有無で共同住宅と区分するものとする。したがって寮という名称がついていても、それぞれが住戸形式を形成していれば共同住宅とする。
(25)公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものに限る。） イ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル（建築物に該当するものに限る。） ウ その他これらに類する施設（建築物に該当するものに限る。）	すべてのもの	●鉄道事業法第8条第1項は、次のように規定している。 第8条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）について工事計画を定め、免許の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施工の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。 鉄道事業法施行規則の別表第1に「鉄道施設」を掲げている。 1 鉄道線路 2 停車場 3 車庫及び車両検査修繕施設 4 運転保安設備 5 変電所 6 電路設備 上記2 停車場をさらに(1) 駅、(2) 信号機、(3) 操車場と規定している。 ●軌道法施行規則第9条第1項第11号に停留場を次のように規定しており、当該停留場である。 第9条 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 十一 停留場 (イ) 中心キロメートル程及換算中心キロメートル程平面図（縮尺500分ノ1以上ニ依リ明示スルコト） (ロ) 建造物等 本屋、待合所、出札所、改札所、貨物庫、車庫、乗降場、貨物積卸場、常置信号機、信号扱所、旅客上屋、貨物上屋、跨線橋、地下道其ノ他ノ通路及給油設備ノ位置、乗降場及貨物積卸場ノ長及幅並通路ノ幅ヲ平面図（縮尺500分ノ1以上）ニ依リ明示シ上屋及跨線橋ニ付イデハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図添附 (ハ)(ニ) 省略 ●自動車ターミナル法第2条第6項は、次のように規定している。 第2条 この法律で「自動車運送業」とは、道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法の一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下同じ。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営業者をいう。 6 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。 「その他これに類するもの」とは、法律上はバスターミナルではなく、バス停に該当するもので実態がバスターミナルとなっているもの等をさすものである。
(26)複数構成施設の共用部分	(1)から(25)の項までのうち2以上の項に掲げる施設（以下この表において「構成施設」という。）で構成される施設（共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。）の当該共用部分	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が3,000平方メートル以上のものの当該共用部分	●複数構成施設の共用部分について大規模な建築物については、多数の利用者があり、1階などに多くある共用部分は、不特定多数の人が利用することが考えられることから協議の対象としたものである。

2 建築物以外の公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものを除く。） イ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル（建築物に該当するものを除く。） ウ その他これらに類する施設（建築物に該当するものを除く。）	すべてのもの	※この項で建築物以外の公共交通機関の施設を掲げたのは、建築物に該当しない施設（例えば、鉄道駅のプラットホームから改札口までや跨線橋等）も都市施設となるように規定し、公共交通機関の施設全体の施設整備を促進するものである。
3 道路	(1) 道路法による道路	すべてのもの	●道路法第2条第1項及び第3条に次のように規定している。 第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。 第3条 道路の種類は、次に掲げるものとする。 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道 この項では、道路法に定める道路で、高速道路、自動車専用道路を除くものを生活関連施設としている。 道路法に定める道路以外の林道、農道等については、一定目的のために設置されるものであることから対象外としている。
	(2) 開発等により整備される道路	すべてのもの	●都市計画法第29条及び附則第4項は、次のように規定している。 第29条 市街化区域又は市街化調整区域において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。（第1号から第11号省略） （附則） 4 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域については、当該都市計画が定められるまでの間、その区域内において政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為並びに第29条第3号から第7号まで及び第9号から第11号までに掲げる開発行為については、この限りでない。 ●土地区画整理法第4条第1項及び第14条第1項は、次のように規定している。 第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては基準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。 第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。 ●岡山県県土保全条例第5条第1項は、次のように規定している。 第5条 1ヘクタール以上の一団の土地について開発行為

				をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。 ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為は、この限りでない。
4 公 園	(1) 都市公園等	ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 イ 児童福祉法第40条に規定する児童遊園	すべてのもの	●都市公園法第2条第1項は、次のように規定している。 第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。 1 都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次条において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地 2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの イ 一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。） ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地 ●児童福祉法第40条に児童厚生施設として、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とする。」と規定しており、児童厚生施設の中の児童遊園をさすものである。
	(2) 自然公園等	ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号に規定する自然公園 イ キャンプ場 ウ 寺社又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	すべてのもの	●自然公園法第2条第1項に自然公園とは、「国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。」と規定しており、当該自然公園をいうものである。 ●寺社又は史跡の建築物は、文化財保護法により現状変更規制を受けるものが多いことから、条例の整備基準の対象から除外し、これらの施設で不特定多数の人が観覧の用に供するものを公園と同様の取扱とし、整備が可能な部分の通路や駐車場について整備を促進するものである。
	(3) 開発等により整備される公園	ア 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園 イ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路 ウ 岡山県土保条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が2,500平方メートル以上のもの	
	(4) その他の公園	ア 動物園、植物園 イ その他これらに類する公園、広場又は緑地	用途面積が2,500平方メートル以上のもの	●「その他これに類する公園」とは、イベントパークやテーマパーク等の主として野外レクリエーションに供するものをいう。
5	路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2項の規定する路外駐車場（都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので、駐車料金を徴収するもの（機械式のを除く。）に限る。）	用途面積が500平方メートル以上のもの	●駐車場法第2条第2号に次のように規定している。 第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。 また、駐車場法第12条に設置の届出を規定しており、

			「都市計画法第4条第2項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市にあつては、それぞれの長。以下同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。」と規定しており、本条例による届出は、この駐車場法第12条による設置の届出と同時期に提出されることを想定している。
--	--	--	---

備考 1の部(1)の項から(24)の項まで及び4の部(3)の項及び(4)の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。